（日本郵政共済組合）

提出年月日(和暦)　　年　　月　　日

標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

組合員番号 (=社員番号8桁)	組合員氏名	組合員生年月日
	（フリガナ）	（和暦） 年　　月　　日

日中の連絡先	①勤務先TEL	②自宅・携帯TEL
産前産後休業期間	休　業　開　始　日	休業終了日(復職日の前日)
	（和暦） 年　　月	（和暦） 年　　月

産前産後休業に係る対象児	氏　　名	（フリガナ）	性別	男 女
	生年月日	（和暦） 年　　月　　日生		

国家公務員共済組合法第４０条第１２項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することを希望します。

なお、改定の結果、標準報酬が上がる場合もありますが、毎月の掛金額（健康保険や介護保険、厚生年金保険料）を下げることを目的とした申出であることから、標準報酬が上がる場合は当該申出を取り下げます。

標準報酬と掛金額とは

標準報酬が上がると共済組合に支払う毎月の掛金額が上がり、標準報酬が下がると掛金額が下がります。

（注）

１　産後休業終了日の翌日に育児休業を取得している人は、「標準報酬産前産後休業終了時改定」を申し出ることができません。

２　「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３か月間」とは産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が１７日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

３　計算の結果、標準報酬が上がり、掛金額が上がる場合でも改定することを希望する場合は、「日本郵政共済組合　共済センター標準報酬担当　TEL:0120-97-8484」にご連絡ください。

共済組合記入欄	産前産休業終了前の標準報酬		級　　円			
	受付		審査１	審査２	処理	

今回申請の休業終了日から３か月以内に、掛金免除の対象となる育児休業等を取得する予定がある方は、あまり提出の効果がない場合がありますので、十分ご検討ください。

提出年月日（和暦）　令和　※年　5月　25日

標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

組合員番号（＝社員番号8桁）	組合員氏名	組合員生年月日
0 1 2 3 4 5 6 7	（フリガナ） 共済　花子	（和暦） 平成××　年　4　月　1　日

日中の連絡先	①勤務先TEL		②自宅・携帯TEL	
	03-○○○○-△△△△		090-△△△△-××××	
産前産後休業期間	休　業　開　始　日		休業終了日（復職日の前日）	
	（和暦） 令和※　年　5月　25日		（和暦） 令和※　年　8月　30日	
産前産後休業に係る対象児	氏　名	（フリガナ）　キョウサイ　タロウ 共済　太郎	性別	男 ○ 女
	生年月日	（和暦） 令和※　年　7月　5日生		

国家公務員共済組合法第４０条３月間に受けた報酬の総額をそのことを希望します。
なお、改定の結果、標準報酬が年金保険料）を下げることを目的下げます。

対象となるお子様をご自身の被扶養者に認定していない場合、組合員とお子様の関係が分かり、お子様の生年月日を確認できる書類（例えば母子手帳（写））を添付してください。

標準報酬と掛金額とは
標準報酬が上がると共済組合に支払う毎月の掛金額が上がり、標準報酬が下がると掛金額が下がります。

（注）

1　産後休業終了日の翌日に育児休業を取得している人は、「標準報酬産前産後休業終了時改定」を申し出ることができません。

2　「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３か月間」とは産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が１７日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

3　計算の結果、標準報酬が上がり、掛金額が上がる場合でも改定することを希望する場合は、「日本郵政共済組合　共済センター標準報酬担当　TEL:0120-97-8484」にご連絡ください。

共済組合記入欄	産前産休業終了前の標準報酬	級　　円				
受付		審査１	審査２		処理	